

「鉄道駅の回生エネルギー調査」業務委託 企画提案公募要領

この要領は、鉄道駅の回生エネルギー調査業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

1 業務の名称

鉄道駅の回生エネルギー調査業務委託

2 業務の目的

福井県では、再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を活用して鉄道駅の交通結節機能強化を図るモデルを創出するため、平成29年度にえちぜん鉄道永平寺口駅に再生可能エネルギー設備等を導入し、鉄道事業者の経営コストの削減、二次交通の充実化による地域経済への波及効果を高める事業を進めるとともに、同モデルを県内の鉄道駅に水平展開させるための事業構想案を策定したところである。

以上の経緯を踏まえ、平成30年度は鉄道駅における未利用エネルギーを有効活用することとし、そのための基盤整備を整えることを目的として、回生エネルギー詳細調査業務にかかる企画提案を募集する。

3 業務の内容

(1) 委託業務の内容

仕様書（案）のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

(3) 業務対象地域

えちぜん鉄道 福井駅、新福井駅、福井口駅

4 応募方法等について

(1) 応募者の要件

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②本要領4（3）に定める企画提案参加申込書（以下「参加申込書」という。）の提出時点において、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が福井県競争入札参加資格を有すると認めたものであること。
- ③参加申込書の提出時点において、指名停止期間を受けている者でないこと。
- ④参加申込書の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手

続開始の申立てがなされていない者であること。

⑤次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥福井県競争入札参加資格者に、建設コンサルタントの電気電子部門又は機械部門の登録があること。

⑦平成30年4月1日から起算して過去10年間に再生可能エネルギーまたは省エネルギーの設備設計業務または調査業務の業務実績を1件以上有すること。

またこれら業務実績の契約先は国、地方自治体、国又は地方自治体の外郭団体、独立行政法人、鉄軌道事業者、送配電事業者（一般送配電事業者又は送電事業者）またはこれらに準ずる法人のいずれかであること。

(2) 募集要領等の交付

募集要領等については、次のとおり交付する。

① 交付期間	平成30年7月10日（火）まで 土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
② 交付場所	福井県総合政策部地域鉄道課 県庁5階
③ 交付資料	ア 鉄道駅の回生エネルギー調査業務委託企画提案公募要領 イ 鉄道駅の回生エネルギー調査業務委託仕様書（案） ウ 委託契約書（案） エ H29年度 鉄道駅への再生可能エネルギー設備の導入可能性調査業務委託報告書
④ 交付方法	上記の場所での交付、以下のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法による。 なお、エについては手渡しのみでの交付とし、7月24日までに返却すること。ホームページには掲載しない。 URL: http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/012965/tiikitetudousiennsuru-pu/kaiseityousa.html

(3) 参加申込書の提出

企画提案を行う者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとする。

① 提出期限	平成30年7月11日（水）午後5時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、書類の收受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。）
③ 提出先	福井県総合政策部地域鉄道課 地域鉄道支援グループ（県庁5階）
④ 提出書類	<p>ア 企画提案参加申込書（別紙様式2）</p> <p>イ 福井県競争入札参加資格の通知書写し ※入札参加資格を取得見込みの場合は、福井県会計局会計課に提出した申請書一式の写しを添付すること ただし、企画提案書提出時に資格を有していない場合は、参加資格を有しないとみなす</p> <p>ウ 会社概要資料（パンフレット等、所在地や業務内容、資本金等がわかるもの）</p> <p>エ 平成30年4月1日から起算して過去10年間における再生可能エネルギーまたは省エネルギーの設備設計業務または調査業務の業務実績を有することが分かる資料。 ※元請として受注し適切に業務を履行した実績を記載し、契約書の写し等の実績が証明できるものを付すること。 ※参加申し込み時には1件以上提出すること。</p>

（4）応募資格審査の結果通知

上記（3）により、企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を平成30年7月17日（火）までに電子メール等で連絡する。

（5）企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

① 提出期限	平成30年7月24日（火）午後5時必着
② 提出方法	持参または郵送等（持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、提出期限までに必着とし、書類の收受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。）
③ 提出部数	原稿1部、複写9部
④ 提出先	福井県総合政策部地域鉄道課 地域鉄道支援グループ（県庁5階）
⑤ 提出書類	<p>ア 企画提案書（表紙：別紙様式3-1、内容：別紙様式3-2） ※内容は仕様書（案）の業務内容を実施するうえで必要な考え方や重要な事項、方法や手順について具体的に記載すること（15ページ以内）</p>

	<p>イ 業務工程計画書（様式任意）</p> <p>ウ 再生可能エネルギーまたは省エネルギーの設備設計業務または調査業務の中でも、鉄道の回生エネルギーに関する業務の実績を有することが分かる資料を提出すること。（別紙様式4）</p> <p>※提出する実績数は任意とする。</p> <p>※契約書の写し等実績が証明できるものを付すること。</p> <p>※元請として受注し適切に業務を履行した実績を記載すること。</p> <p>※再生可能エネルギーまたは省エネルギー設備設計や調査の業務等の全体の一部として、鉄道の回生エネルギーに関する業務を実施した場合も実績として認める。</p> <p>エ 実施運営体制（別紙様式5）</p> <p>オ 会社の技術職員および資格（別紙様式6-1、6-2、6-3）</p> <p>カ 見積書（内訳を詳しく記載すること）（様式任意）</p>
--	--

5 質問および回答

質問は、必ず別紙様式1「募集に関する質問票」により、提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 平成30年7月12日（木）午後5時必着
- イ 提出先 福井県総合政策部地域鉄道課 地域鉄道支援グループ
- ウ 提出方法 電子メール（メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。）

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり平成30年7月18日（水）までに行う。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- ア 回答 以下リンク先に記載

(URL: <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/012965/tiikitetudousiennsuru-pu/kaiseityousa.html>)

- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

6 受託者の選定等

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において総合的に審査した上で、委託予定事業者を1つ選定する。プレゼンテーションの詳細な時間、場所等は別途通知する。

(2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容（実施内容、

実現性、体制、経費など) について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託予定事業者として選定する。

(3) 審査基準

提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会が次の審査項目により審査し、本業務委託契約の相手方を特定する。

番号	評価項目	審査概要
<i>実績・体制・企業 審査</i>		
1	企業審査	本業務に生かせる実績を有しているか。本業務を遂行する上でのノウハウ、技術力を豊富に有していることが分かるか。
2	実施体制	技術士や資格者の配置は適切で、本業務を着実に遂行できる実施体制が整えられているか。
3	スケジュール	業務ごとにスケジュールが設定され、具体的かつ実現可能なものになっているか。
4	プレゼン能力	提案内容が分かりやすく説明されているか。質問に対する回答が具体的かつ的確か。
5	見積価格	見積価格は適正か。
<i>技術、業務審査</i>		
6	調査・分析	回生電力調査、分析を実施するにあたり、調査の条件等が整理されその考え方が適切であるか。また、回生電力調査・分析の内容やその方法は適切か。
7	仕様検討	回生電力設備の仕様を検討するにあたり、回生電力設備設計を行う上で考慮すべき条件や内容等は適切か。また、回生電力設備の設計の範囲は適切であり、設計を検討する内容は適切であるか。さらにその活用方法についても考え方や検討方法が整理され適切か。
8	整備効果検証	回生電力を活かした整備効果の検証を実施するにあたり、整備効果を検証する上での考え方が適切なものであるか。 また、事業費算出方法や考え方、収支見通しをたてるうえでの方法や考え方は適切か。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。なお審査内容については公表しない

ものとし、選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

7 契約

(1) 契約の締結

県は、委託予定事業者として選定された者と企画提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に随意契約による委託契約を締結する。

この協議の際、企画提案書の内容を仕様書（案）に反映させるなどして、業務に係る仕様を確定させるものとする。確定した仕様書、企画提案書及び見積書を徴したうえで契約を締結する。このとき、提出された企画提案書の内容・委託費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取り消し

次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。その場合において、県は一切の損害賠償の責めを負わない。

- ①委託予定者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- ②委託予定者の財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき
- ③契約締結までに、本要領4（1）に定める要件を満たさなくなったとき
- ④提出した資料、提案した内容等に事実と異なる記載があるとき
- ⑤その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することは認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。
- (5) 県は、応募者が提案、提出する業務実績については、審査以外の用途にこれを使用しない。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 企画提案に関する経費は全額応募者負担とする。
- (4) 提出期限後における応募書類の再提出、差換えは認めない。
- (5) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により応募書類の提出先に提出すること。
- (6) 企画提案書の作成のために提供した資料および提出された企画提案書は、県の了解なく公表または使用してはならない。
- (7) 調査した内容の所有権、著作権等のすべての権利は、福井県に帰属するものとする。
- (8) その他、不明な点については、福井県総合政策部地域鉄道課に照会すること。
- (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

11 応募先および問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部地域鉄道課 地域鉄道支援グループ（担当 橋本）

TEL 0776-20-0723

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

電子メール chiiki-tetsudou@pref.fukui.lg.jp

以上